

介護福祉における福祉用具の活用

I 福祉用具とは

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(1993 [平成5] 年)

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具ならびに補装具をいう。

介護保険法 (2000 [平成12])年

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。

これらの定義から、福祉用具とは障害者・高齢者などが1人の人間として日々の生活・人生をよりよく生きるために使用する、すべての機器・器具・用具の総称であり、従来から使用されている「福祉機器」、「補装具」、「日常生活用具」、「自助具」などの言葉で表現されるものすべてを包含する、幅広い概念をもつ用語といえる。

II 福祉用具の使用目的と効用

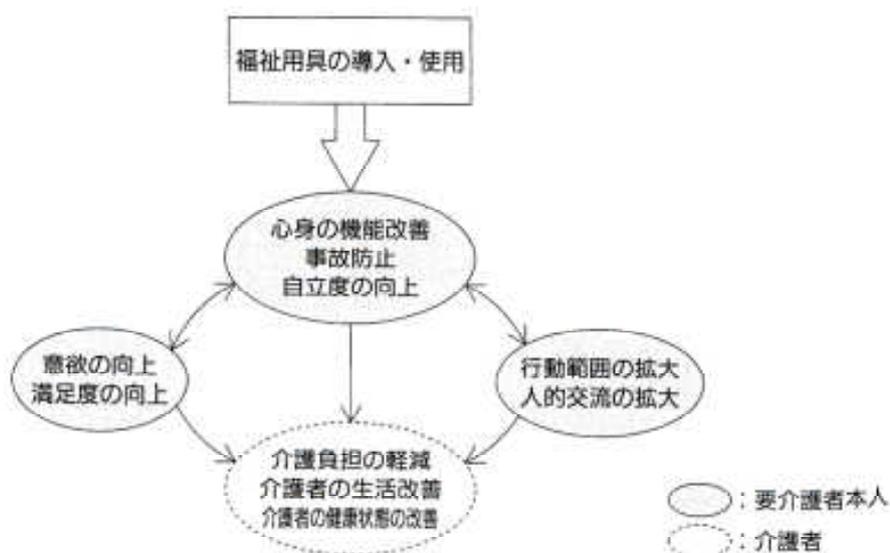
1 障害者や高齢者の日常生活の自立と生活の質の向上

- ①要介護者本人の心身の機能を改善し、生活行為の自立を助ける。
- ②事故防止、安全面の効用。
- ③生活の主体者としての自信回復、意欲向上、生活全体の活性化

2 介護者の負担軽減

介護負担が軽減し、心身の健康状態に好影響をもたらす。

図表 1 福祉用具使用の効用



出典：『新版 社会福祉学習双書13 介護概論』（2006）全国社会福祉協議会 194頁

Ⅲ 福祉用具選定のポイント

1 導入時の選定ポイント

福祉用具は、生活必需品としてその人の生活のなかで有効に活用されてこそ、意味がある。選定にあたっては利用者の障害程度と介護内容を把握した上で、主にごの機能を目的に福祉用具を使用するのかを考え、ポイントを押さえた選定プロセスで適切なものを選び出し、適合させていくことが大切である。

- ①使用目的が本人・介護者の希望や利用意欲に見合っていること。
- ②使用する本人の能力と機器の性能や機能が合致していること。
- ③本人や介護者がその機器の操作や管理ができること。
- ④機器が住居環境に適合し、家族の生活との共存が図れること。
- ⑤複数の機器を導入する場合、機器同士が矛盾なく能力を発揮できるようにすること。
- ⑥経済性、費用負担を考慮すること。

2 モニタリングの重要性

福祉用具は一度選定・適合したら目的が達成されへ完了するというのではない。福祉用具の使用により自立度や生活が変わると、さらに次の段階の支援が必要になる。また利用者の障害の状況や生活環境は、時間の経過とともに変化していくものである。いずれにおいても、福祉用具については評価を繰り返しながら、本人・家族の生活の状況に合わせて継続して支援していくことが重要である。

介護職は利用者と介護者のニーズや能力・状況をよく把握している。介護職に求められることは、福祉用具専門相談員として常に福祉用具にかかわり、新しい情報の入手に努め、他の専門職と連携を図りながら、利用者にも最適な福祉用具を選定し、その使い方を継続的に支援できるようにする。

Ⅳ 介護保険制度と福祉用具

1 福祉用具貸与

介護保険制度では、福祉用具は原則として貸与方式がとられている。その利点は、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換が可能なこと、貸与の仕組みのほうが多数の利用者に広く利用され、資源の効率的な活用ができることである。

介護保険の給付対象となる福祉用具は、貸与により給付される 12 種目と、購入により給付される 5 種目(貸与になじまない排泄・入浴に関連する用具)に分けられる。

厚生労働省は、介護保険における福祉用具のより適正な利用、給付を図るため、平成 16(2004)年から「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を提示し、居宅サービス計画に福祉用具を位置づける場合に、この基準を活用し判断することを勧めている。費用の支給は要介護度に応じた区分支給限度額内で、1割負担で利用することができる。福祉用具の導入・選択はケアプランのなかで考えていくことが必要になる。

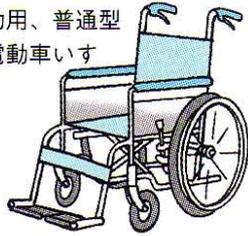
また、福祉用具とは別に、手すりの取り付け、段差の解消等の介護支援に必要な住宅改造の費用については、住宅改修費の支給(一軒 20 万円まで)が行われる。

なお、身体障害者福祉法や老人福祉法など他の制度による給付を活用できるものもあるため、他の制度との併用を上手に利用する方法を検討することも必要であり、これらはケアマネジメント時の視点として重要である。

1 福祉用具貸与-1

➤ 車いす

*自走用、介
助用、普通型
電動車いす



1 福祉用具貸与-2

➤ 車いす付属品

*クッション
クッション
ン、電動補助
装置等



1 福祉用具貸与-3

➤ 特殊寝台

*背の角度を調整
できるもの、ベッ
ドの高さを調整で
きるもの等



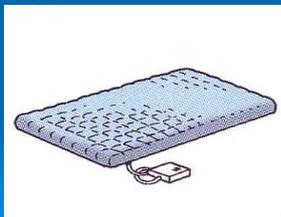
1 福祉用具貸与-4

➤ 特殊寝台付属品



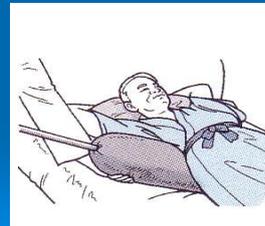
1 福祉用具貸与-5

➤ 床ずれ予防用具 (エアーマット)



1 福祉用具貸与-6

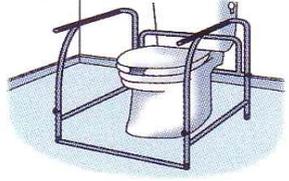
➤ 体位変換器



1 福祉用具貸与-7

➤ 手すり

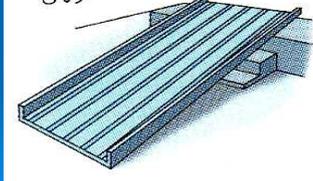
* 取付けに工事不要のもの



1 福祉用具貸与-8

➤ スロープ

* 取付けに工事不要のもの



1 福祉用具貸与-9

➤ 歩行器



1 福祉用具貸与-10

➤ 歩行補助杖



1 福祉用具貸与-11

➤ 痴呆老人徘徊感知器 (徘徊センサー)



1 福祉用具貸与-12

➤ 移動用リフト

* つり具の部分を除く



2 福祉用具購入

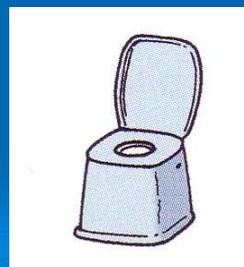
特定の福祉用具は、貸与になじまない
(体に直接接触するなど清潔の問題がある)
ため、個人で購入することになる

購入後の申請により、購入費の9割が
介護保険から支給される

1年間で10万円が限度

2 特定福祉用具購入一1

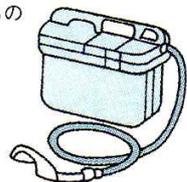
➤ 腰掛け便座
(ポータブルトイレ)



2 特定福祉用具購入一2

➤ 特殊尿器

*尿が自動的に吸引される
もの



2 特定福祉用具購入一3

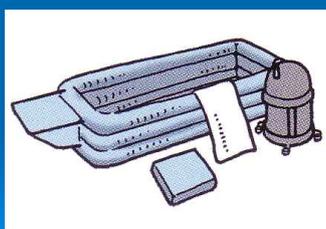
➤ 入浴補助用具

*入浴用いす、浴槽
内いす、入浴台等



2 特定福祉用具購入一4

➤ 簡易浴槽



2 特定福祉用具購入一5

➤ 移動用リフトのつり具



V 介護保険以外の制度（一般行政サービス等）

① 「日常生活用具の給付」

対象：65歳以上の寝たきり者等

品目：火災警報機、自動消火器、電磁調理器、シルバーカー、あんしん電話

利用者負担：1割

② 「紙おむつの支給」

対象：要介護4・5

利用者負担：1割

③ 「寝具乾燥」

対象：65歳以上の寝たきり者、単身者等

利用者負担：400円

※いずれも横浜市の場合 ※障害制度も活用する（別紙参照）